

北海道中央ユーラシア研究会 第106回例会

ウズベキスタンにおける政党制度及び立憲主義  
サッピャゾバ・ギュゼール

(名古屋大学大学院法学研究科博士課程)

日 時：2013年3月5日(火) 16:00-18:30

場 所：北海道大学スラブ研究センター4階小会議室 401

討論者：立花優 (日本学術振興会特別研究員/北海道大学スラブ研究センター)

司会者：宇山智彦 (北海道大学スラブ研究センター教授)

出席者：6名

<報告要旨>

本報告では、ウズベキスタン共和国の立憲主義の背景にある政党活動の自由、権利、制限に関して、法律上及び実践上の問題を中心に検討した。さらに、ドイツ、ロシアの共産党及びウズベキスタンの宗教政党の設立に関するケーススタディを理論的な観点から考察し、政党活動を規制するウズベキスタンにおける憲法裁判所、最高裁判所、法務省などの国家機関の統制の在り方に関する提案を行った。また、裁判所の憲法条項の解釈方法と解釈の長所及び短所を検討した。



憲法学では政党活動については多くの研究がなされてきた。しかし、主にウズベキスタン立憲主義の背景にある政党活動にふれていないため、本報告ではそれに焦点を当てて分析した。ウズベキスタンの立憲主義の弱さ及び問題点が論じられることがある。しかし、立憲主義という用語の意味内容は明確ではない。なぜならば、憲法学者による立憲主義の基本的な研究・議論が存在していないからである。したがって、比較立憲主義の観点から、ウズベキスタンの立憲主義を明確にすることが本報告の目的であった。

本報告の対象は政党であり、政党制に関して憲法上だけでなく、法律上の面から検討した。例えば、国家(法務省)による政党活動への介入については、政党設立において、官邸が直接関わる制度となっている。現在の政党法制においては、政党の設立または登録手続きはウズベキスタンの法務省に委ねられている。仮に、法務省が審査の上、その政党の使命・目的・活動方法において違憲性を見極めた場合、その登録を中止できる。当該判断に不服があった場合には、最高裁判所に提起することができる。以上の法制度から、様々な問題が生じている。

さらに、現在、ウズベキスタン憲法裁判所の違憲性判断は任意に行われている。原則として、ウズベキスタンの裁判所には法解釈が義務付けられているものの、その法解釈のケースが非常に少ないのである。そもそも、ウズベキスタンの裁判所の慣習では、解釈がそ

れほど行われたい。もし、ある法律に関して、違憲の規定がある場合、裁判所は基本法である憲法を優先し、それを適用するようにしている。ウズベキスタン最高裁判所や憲法裁判所においては違憲性判断基準がなく、政党設立の場合についても、違憲性判断基準が定められていないのである。政党に対して、ウズベキスタンの法務省は登録決定の中で違憲性判断もすることが可能である。もし、ウズベキスタンの法務省が違憲性判断できない場合、最高裁判所にしか依頼することができない。最高裁判所は、自分の違憲性判断に関して憲法裁判所の意見の形で結論を頼むことは任意に行われる。したがって、立憲主義について考察する際には、憲法によって規定される政党の権利等だけではなく、法務省の立憲主義を解釈理論上及び実務上を独立な憲法裁判所或いは最高裁判所が判断するかということから論じる必要がある。

【記：サッピーゾバ】

### <参加記>

今冬の札幌は、地球が寒冷化しつつあるといってもいいような豪雪の日が続いているが、当日は降雪も収まり、穏やかな日となった。報告者のサッピーゾバ氏も名古屋から無事空路来札することができた。氏は日本政府の国費留学生としてウズベキスタンから来日し、名古屋大学大学院で修士課程を修了し、現在、博士課程で学んでいる。修士論文は英語で書き上げたとのことであったが、今回の報告は達者な日本語で行われた。

約45分間の報告の後、討論者の立花氏から、名古屋大学が「法整備支援学」の構築を目指していることが紹介され、報告の目的が「ウズベキスタンの立憲主義を政党制度、特に政党登録における違憲審査の在り方、そこでの憲法裁判所の働きを通して検証し、ウズベキスタンの立憲主義の弱さと問題点を論じること」であり、その内容についての理解を



述べたうえで5点（政党に関する法律、ウズベキスタンにおいて政党の持つ意味、立憲主義と大統領選挙、政党設立をめぐる司法メカニズム、市民の側の意識）について質問があった。小休止後、サッピーゾバ氏から応答がなされ、その後、他の出席者からも質問等が出された。宇山教授からも報告内容の事実関係についての指摘やこれから研究を進めるうえで留意すべき点等について助言がなされた。

現在の権威主義体制のもとでは「立憲主義」の限界や矛盾が存在すると思われるが、ウズベキスタンが近代的で民主的な法治国家を目指していくのであれば、その根幹となる憲法についてよく分析・研究される必要があるということ、報告を聞いて再認識させられた。

名古屋大学がウズベキスタンに対する法整備支援を行ううえで、サッピーゾバ氏はその橋渡し役として重要な役割を果たしうるのでないだろうか。氏の将来の研究成果に心から期待したい。

【記：中野智（北海道大学大学院文学研究科修士課程）】